

短い期間の保険証を窓口で更新されている方へ

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市民の皆様へ外出の自粛をお願いしております。

国民健康保険短期被保険者証をお持ちの世帯につきましては、国民健康保険税の納付状況を確認のうえ、保険証の更新（通常であれば、有効期限の1か月の延長）を行っております。

そのため、特例措置としまして、申し出により有効期限が令和2年7月31日までの保険証を交付いたします。

詳しくは、市民国保課国保係までお問合せください。

※国民健康保険短期被保険者証とは

前年度までの保険税を滞納された場合は、通常よりも有効期間が短い保険証「短期被保険者証」を交付することがあります。

「短期被保険者証」に該当した場合でも、滞納の状況が改善された場合は、通常の保険証に切り替えさせていただきます。

※短期証世帯の方への8月以降の保険証については、滞納の状況を確認し、再度お知らせいたします。

【お問い合わせ先】

市民国保課 国保係

電話：092-942-1193(直通)

Eメール：kokuh@city.koga.fukuoka.jp